

【歴史・民俗】

19世紀前半の名古屋への移入荷物にみる流通と商人

—平野屋新七を中心に—

日本福祉大学経済学部 教授

日本福祉大学知多半島総合研究所歴史・民俗部 部長 曲田 浩和

はじめに

近世社会においては田沼意次の重商主義政策の一環としての株仲間の奨励にみられるように、18世紀後半より問屋仲間の結成が急速に進んだ。『新修名古屋市史』によると、「藩が積極的に商人仲間の存在を重視し、経済政策に利用する動きが顕著になるのは、町触でみる限り天明七年（一七八七）六月延米会所の再開許可以後のように思われる。」とあり、寛政期から尾張藩の商業統制の展開事例を紹介している⁽¹⁾。

また、諸国では特産物の生産に力が注がれ、原料・半製品・製品などの多くの荷物が国や藩領を越えて運ばれた。消費地名古屋にも多くの荷物が移入され、1792年（寛政4）には、他国より名古屋に移入される商荷の取引代金は64万3千両であった⁽²⁾。19世紀前半以降、他国から名古屋への移入荷物をめぐる問題が顕在化した。

他所荷物は、他国商人の名古屋進出や信州問屋が扱う美濃・信濃などの山荷物があるが、本稿では、海を通じて船が運ぶ他所荷物を中心に扱うことにした。この問題を19世紀前半を対象とし、船をめぐる名古屋の流通を考えるために二つの課題を設定した。

一つは、尾張藩では他国からの名古屋への移入荷物に対して課せられた運上金銀の上納の滞納が問題になったことに注目した。尾張藩にとってはこの上納洩れは財政的なことだけでなく、流通統制に関わる問題でもあった。そのため、この運上金銀の上納洩れの実態を明らかにすることで、流通の実態解明の糸口があるのではないかと考えた。

その前提として、名古屋への他国荷物の移入を考える際に、運上金銀の上納の実態を示す、商人（仲間）作成の「運上差上帳」の分析が有効であると考えた。商人が尾張藩に納める運上金銀はさまざまであり、業種によっても異なる。尾張藩と商人の関係を考える上で、運上金銀の上納は重要な問題であるにも関わらず研究は少ない。今回は他国からの名古屋への移入荷物に関わる運上金銀上納に限定して考えたい。

二つめは、他国からの荷物を扱う商人の関係に注目した。18世紀以降、問屋仲間が結成され、仲間意識を強くするなかで、他商人の商業行為を排除する動きがみられた。

廻船が運ぶ名古屋への移入荷物は名古屋の商人が扱うだけでなく、熱田の商人も取り扱う。廻船は熱田の沖合（保田）に停泊し、そこから小船に積み替えられた。その後、堀川を通り、名古屋に荷物が運ばれた。船番所は熱田西浜御殿の南に熱田番所があったが、堀川入船の荷物は尾頭番所で改められた。尾頭番所は、1686年（貞享3）に熱田新尾頭町に設置された船番所である⁽³⁾。今回問題とする他国から名古屋への移入荷物は、名古屋商人

が差配する側面が強い。

熱田と名古屋を比べると町の規模は圧倒的に名古屋が大きく、商人の数も多いが、廻船からの水揚げなど地の利があり、熱田の尾頭番所で荷改めが行われることもあり、熱田商人の優位性も指摘できる。こうした問題は肥料取引をめぐる関係として、名古屋干鯛問屋の史料をもとに解明されている⁽⁴⁾。本稿では熱田商人の平野屋新七の史料を中心に名古屋商人と熱田商人の対立関係の追うことにする。平野屋新七は船番所のある熱田尾頭を本拠とする商人であり、大坂登り船問屋の野尻利右衛門、牛田覚兵衛も同町が本拠である。

平野屋の史料の所在は徳川林政史研究所であり、「平野屋寺沢新七文書」と題する名古屋市史編さん史料である。文書の最後に「是書類ノ原本ハ名古屋市西区桶屋一丁目平野屋事寺沢新七ノ所持セルヲ明治四十二年二月借用謄写ス 校合小林」とあり、筆写史料であることがわかる。史料として問題はあがるが、これまで研究されてきた名古屋商人の史料と合わせることで明らかになる面も多い。

なお、本誌収録の拙稿、林論文、高部論文は、昨年11月に行われた第32回知多半島総合研究所において「江戸時代の名古屋をめぐる商人と流通」をテーマとした個人報告やシンポジウムでの討論を基に執筆したものである。互いに論点が重なり合う部分もあり、併読されたい。

1 「運上差上帳」の性格

尾張藩における他国荷物に対する運上金銀の徴収が始まったのは1682年(天和2)である⁽⁵⁾。他国荷物を名古屋・熱田などの商人が他国の荷主から購入した際に、その売上の一部を尾張藩に納めたのが運上金銀である。18世紀には売上金1両につき銀1匁の運上金銀が設定されていた。金1両銀60匁換算で売上金の60分の1が上納されたことになる。

1697年(元禄10)9月、京都商人の菱屋市郎兵衛が名古屋に手代を派遣して呉服・巻物類を販売した際に、運上金銀を上納しなかったことが問題になった。京都からの呉服・巻物を販売することで、他所からの名古屋への送り荷物であることから、運上金銀の上納に必要があった。尾張藩は、運上金銀が納められれば、他国商人の商業行為を拒む理由はないとし、自国商人保護の考えはなかった⁽⁶⁾。

尾張藩に運上金銀を上納するために、名古屋・熱田商人が作成したのが「運上差上帳」である。「運上差上帳」は形態はさまざまであるが、売上高と運上上納金高など示され、上納の実態を知ることができる。

管見の限りもっとも古い「運上差上帳」は、1739年(元文4)の平野屋新七の綿に関わるものである。大和から大量の実綿などが名古屋に入ってきており、その売上の一部が運上金として尾張藩に納められた。

【史料1】⁽⁷⁾

一金貳拾七兩九分

和州今井次兵衛実綿売代

一金百拾七兩拾一匁九分
和州油屋弥次郎実綿壳代
口々ノ也

正月分
合ノ百四拾四匁(兩)拾貳匁八分

一金拾三兩拾匁九分貳厘
一金貳拾五兩貳分也
ノ三拾八兩貳分拾匁九分貳厘
右_者和州今井油屋善兵衛・弥次郎綿壳代也
…(中略)…

ノ拾一口也
ノ貳百十八兩壹分三匁五厘
三月七日

一金七拾六兩七匁一分貳厘
和州葛屋四郎兵衛綿九口壳代也
…(中略)…

一金七拾貳兩三分六匁五分四
和州古屋次兵衛ト綿壳代也
ノ三百六拾七匁一分四匁貳分三厘

二月分

三月迄

四月

五月三日九兩指上ケ申候

…(中略)…

惣ノ貳千百貳拾壹兩三分拾匁六分五厘
此御運上

文金三拾五兩壹分六匁九分三厘
内金三拾五兩一分壹匁三分
申正月十三日迄_ニ指上残テ五匁六分三厘
右之通指上ケ申ス
申三月五日

他所_ヨ来ル諸商人壳荷諸色運上壳金拾兩_ニ付銀拾匁宛之積御定之通、商人_ノ取立熱田奉行所へ請

【史料1】には、他所から来る荷物の売上金を運上金銀として金10両につき銀10匁を定

め、商人から上納された運上を熱田奉行所が請けるとしている。平野屋新七は名古屋ではなく、熱田新尾頭町に拠点を持つ熱田商人であり、運上金銀を熱田奉行所に納めた。新尾頭町は先に記したように船番所があり、町内にある住吉社は摂津大坂から勧請した社であり、内海船・野間船などの奉納物がある。新尾頭は流通の拠点の一つであった。平野屋新七はもとは熱田の古海道沿いに居住していたが、享保期に新尾頭町に移った⁽⁸⁾。古海道とは熱田社南の海に近い東海道辺を指すのではないかと考えられる。

また、運上金は定期的に納められているわけではなく、【表1】によると、運上銀は2月9日から申(1740年・元文5)正月13日まで7回に渡り、不定期に納められている。その傾向は翌年の1741年(寛保元)も同様である。

【史料2】は、1819年(文政2)の岐阜屋佐兵衛の瓦の「運上差上帳」である。岐阜屋も平野屋同様に熱田の商人であり、廻船問屋をつとめ、瓦のほか檣縄などを扱い、「運上差上帳」を作成した。

【表1】 平野屋新七の他国綿の運上高

年	月日	運上高
元文4年	2月9日	文金2両1分
	5月3日	文金9両
	6月3日	文金8両2分
	8月3日	文金5両
	10月3日	文金5両
元文5年	12月3日	文金1両1分
	正月13日	文金4両1分と銀1匁3分
寛保3年	3月5日	銀5匁6分3厘
	4月3日	金1分銀11匁3分3厘
	7月3日	金2分
	8月3日	金3分
	11月3日	金1両
	12月3日	金2分

出典：注(7)と同じ

【史料2】⁽⁹⁾

(表紙)

「己 文政二年

瓦御運上差上帳

卯 七月吉日 』

正月分

一金貳両壹分三匁五分 売高ノ

二月分

一金三兩貳分五匁貳分 売高ノ

三月分

一金貳兩貳分七匁 売高ノ

四月分

一金壹兩三分三匁八分 売高ノ

五月分

一金壹兩貳分六匁 売高ノ

六月分

一金壹両四匁五分 売高ノ
 ノ金拾三両也
 此御運上
 銀拾三匁

七月分
 一金貳両ト三匁五分 売高ノ
 八月分
 一金貳両壹分八匁五分 売高ノ
 九月分
 一金三両貳分貳匁八分 売高ノ
 十月分
 一金壹両三分五匁貳分 売高ノ
 十一月分
 一金壹両ト拾匁 売高ノ
 ノ金拾壹両也
 此御運上
 銀拾壹匁

【史料2】には、1819年(文政2)1年分の瓦の売上高と運上銀である。1年を前半期と後半期の2期に分け、それぞれ売上高を集計し、半期ごとに運上銀を納めている。【史料3】は、名古屋城下の関鍛冶町の本拠を持つ信州問屋の塩屋孫右衛門の「運上差上帳」である。

【史料3】⁽¹⁰⁾

(表紙)

「 天保八年
 御運上差上帳
 西正月分 関鍛冶町 」
 覚

一紙 拾貳箇	信州知久平村
売代金貳拾五両ト銀六匁	藤右衛門 七郎左衛門 勘治
此運上金壹分銀拾匁壹分	同飯田 久四郎 同下条 熊吉 三州足助 庄右衛門
一立石柿 四拾三箇	信州大の村

	源吉
売代金拾九兩二分銀十二匁	文五郎
此運上金壹分銀四匁七分	同浪合村
	平兵衛
売代メ金四拾四兩三分銀三匁	
御運上メ金式分ト十四匁八分	
右ハ正月分御運上金銀也、帳面之通相改差上申所相違無御座候、以上	
酉正月晦日	問屋孫右衛門
右之通問屋孫右衛門相改差上申所相違無御座候、以上	
	丁代

【史料3】は月ごとに、商品名、産地商人、売代金、運上金銀が詳細に記されており、流通の実態が明らかになる。塩屋の「運上差上帳」は、1837年(天保8)年正月～1842年(天保13)年2月まで残されており、林淳一氏が分析している⁽¹¹⁾。

【史料4】は、名古屋の焚味噌屋の「運上差上帳」である。焚味噌屋は味噌や溜を仕入れ、互いの味噌・溜を混合したり、出汁などを加えることで、味噌や溜の味を変化させる商売である。名古屋城下に味噌焼株を持った商人は75軒あった。新規に仲間が加わり、味噌屋が多くなりすぎたことで、1794年(寛政6)に株数制限を行い117軒と定められた⁽¹²⁾。

三河地方から味噌・溜が多く送られ、1817年(文化14年)ころより、名古屋に送られた他国荷物に応じて運上上納が始まったとされる⁽¹³⁾。

【史料4】⁽¹⁴⁾

(表紙)

「 安政六年未十二月	焚味噌屋惣代
	銭屋喜兵衛
	同断
御運上指上帳	山本屋甚九郎
	同断仕埋
	藤屋新左衛門 』
一味噌大樽式樽	大野村 平六船
一味噌小樽五樽	大野村 弥兵衛船
一溜り小樽八樽	三州平坂 勘之助船
一味噌大樽六樽	大野村 彦四郎船
…(中略)…	
午十二月未十二月迄	
味噌大樽メ百〇式樽也	
味噌小樽メ五拾七樽也	

但シ大樽直し 拾四樽式分五厘
 二口ノ百拾六樽式分五厘
 溜り大樽ノ百六拾四樽也
 同小樽ノ八樽
 但シ大樽直し 式樽
 二口ノ百拾六樽也
 合惣ノ式百八拾式樽式分五厘
 壺両ニ付式樽半かへ
代金百拾式両三分ト九匁
此御運上壺両ニ付壺匁ツ、
ノ百拾式匁九分
 此金壺両三分式朱ト四分
 右之通上納可仕候、以上
 未十二月

(差出は表紙と同一のため省略)

『名古屋市史 産業編』⁽¹⁵⁾によると、1854(安政元)、ふたたび名古屋への移入の醤油取締りが始まり、焚味噌屋惣代の藤屋新左衛門宅に仲買人が毎日一人宛出張して名古屋移入の品数を改め、そのうえで運上銀が上納されたと記されている。しかし、【史料4】にみられる運上金は、味噌・溜の実際の取引による売上高から産出した金額とは考えにくい。1年間で取引された味噌・溜の小樽をそれぞれ大樽に換算し、味噌・溜の大樽を1両につき2樽半替で代金を計算している。1858年(安政5)から1864年(元治元)まで5冊(1862年・文久2を除く)の運上金が残されているが、幕末の価格変動が大きい時期の6年間分が大樽につき2樽半替である。実態に則した取引による運上金の産出であれば、塩屋孫右衛門の「運上差上帳」のように、商品、産地商人を集計し、かつ、信州問屋の個人の商人から、運上金が計上されるのが通例である。

【史料4】の「運上差上帳」は居住地の異なる焚味噌屋惣代2名と惣代仕埋1名の名前があることから、個人ではなく、名古屋の焚味噌屋をまとめたものと思われる。惣代仕埋とは正式な惣代ではなく、その代理者のことである。

ただし、この「運上差上帳」の特徴は、名古屋に味噌・溜を運んだ船が明らかになることである。船頭名と船の本拠地が記され、1860年(万延元)以降の「運上差上帳」には、日付が記載されている。日付は荷物の水揚げの日と考えられる。

運上金は買積荷物ではなく、運賃積の荷物の売上高の60分の1が他国の荷主から納められるものである。とすれば、代金から2樽半につき銀1匁の運上銀が差し引かれ、焚味噌屋惣代たちが納めたものと思われる。

「運上差上帳」の形式はさまざまであり、記載内容も異なる。商品の性格のみならず、時期による違いもある。

2 19世紀前半の運上銀上納洩れ問題

19世紀に入ると、尾張藩では他国から送られる商人荷物の運上が洩れることを問題視している。【史料5】は1809年(文化6)の触状の写である。

【史料5】⁽¹⁶⁾

- 一他国来候諸商物運上不洩様可取扱旨等、先年〆種々相触候処、近来運上高連々相減候付_而ハ、何となく忽_ニ心得候向も有之候故_ニ候哉、若右体不埒之者出来吟味之沙汰_ニ及ひ候_而ハ不可然事_ニ付、前々触書之趣を以、右条々為触知候間、篤と致承知聊心得違無之様可致候、
- 一問屋附之他所荷物外宿等_江引請取扱、或ハ小座其外之者窃_ニ直買等致候儀ハ乍勿論有之間敷候得共、若右体之儀_ニ運上相洩候_而者不可然候間、不埒之者出来不致様問屋共〆精々遂吟味可然事
- 一問屋共之儀も荷主之氣受を厭ひ或ハ仲満内商高を競ひ、荷主を増候為内輪にて運上銀用捨いたし遣候様成儀_者有之間敷候得共、正金之添銀高直等_ニ付_而ハ、若商之致方差略有之候_而ハ不可然候間、問屋職之持方弥堅固_ニ相心得可申事
- 一他国商人町宿_ニ止宿いたし、売捌候品ハ前々申渡候通宿主所役人差加、売高相改運上為指出候儀_ニ可有之候得共、若客人ハ懇意を重ね候_ニ随ひ無余儀売高之改等閑_ニ相成、聊之運上為指出候様成儀出来候_而ハ不埒之事候
- 一都_而他所〆来り候商物之内注文又ハ為替訛物_与取繕、運上洩之荷物一切取扱申間敷事
- 一為替取組候共臨時_ニ他所〆送来候商物ハ代金之積定之通運上為指出可申事
- 一堀川入船荷物之儀も前頭ケ条之趣川並之者共夫々篤と相弁、紛敷儀無之様可心得候、川並問屋共_茂外々_江着船等を厭ひ運上等閑_ニ不相成様可相心得事
- 一御領分之船_ニ運送いたし候_而も、他所送り荷之分ハ勿論運上可指出処、買積荷物と相紛、運上洩之儀も有之候_而ハ不可然候間、問屋船宿等急度相心得、猥之儀無之様可取扱事、右_者今般新_ニ申渡候_而ハ無之、前々定之趣猶更委敷相触候事候間、心得違致間敷候、若紛敷儀相聞候得ハ吟味之上急度可申付候、尤他所荷物入方_并商高等之儀ハ精々為承合候付、向後ハ其品_ニより同心共指遣、直々_ニ相訂候儀も可有之候間、兼_而可存其旨候

右の通り

巳五月(文化6年)

【史料5】の第1条には、先年より運上を洩さないように触が出され、運上高が減少していることが記されている。第2条からは運上洩れにつながる禁止条項が記されており、その内容から運上洩れの原因を考えることにする。

他所からの荷物を決められた問屋以外の商人が扱ったり、小売が問屋・仲買を通さずに直買する(第2条)。問屋が荷主に気を遣い運上銀を容赦する(第3条)。他国商人が商売

上、名古屋城下に何度も訪れ、問屋や町役人と懇意になることで売高を改める(第4条)。名古屋町人が他国商人に注文した荷物などと取り繕う(第5条)。川並問屋もしくは川並問屋の認めた商人以外の水揚げを嫌うこと、つまり、米穀問屋・干鰯問屋などの堀川沿いの川並問屋主導の流通ルートを持つことが運上洩れにつながることを示唆している。ただし、川並問屋主導の流通ルートを持つことは藩は否定していない。

また、第7条では、尾張藩領内の船が領内の商人荷物を他国送りにする際にも運上を納めることとしており、買積荷物と紛れて運上洩れをすることがあってはならないことが記されている。この文面は他国からの荷物のことではなく、他国送りの荷物についてのことである。

このような状況のなかで、1809年(文化6)9月、尾張藩は城下および領内の町に対し、他所から商人荷物を買い入れる商人、領内から他国へ商人荷物を売り出す商人の調査を行った。

【史料6】⁽¹⁷⁾

○今般町々商人職人共軒数御改方有之、尤商品等委ク相認_并他所_分買入、他国_江売出し候境をも委細_二相認_一メ候様、右之町組離れ候者_二前_一も其差別なく所町代庄屋より遂吟味候処被仰渡候_二付_一、則町代衆へ書出し申候趣、左之通

【史料6】は名古屋玉屋町で呉服商を営む水口屋伝兵衛に出されたものであり、呉服物商売を行い、他所より商人荷物を買入れ、他所へ売出すことを記している。小間物商売を営む水口屋伝吉も伝兵衛同様に記している。伝兵衛出店の瀬戸染付焼商売は他所へ売出すことのみを記している。水口屋八太郎は「未夕商売相始メ不申候」と記している。水口屋には津島に出店があったため、津島の調査は売出し総数とそのうちの他所売と領内売の別、買入も同様に、総数と他国買と領内買の別の記載が求められた。

また、1809年(文化6)9月、尾張藩は熱田の商人に対しても御領分または他所との取引について調査を行った⁽¹⁸⁾。御領分か他所分かどちらのどのような取引をいつから行っているのか、年月が分からなければ「何ヵ年来程」と記すように示されている。御領分の売買、他所の売買、店売の別を記す。これらのことを雛形の通りに記載するように、9月晦日に触が出され、同年10月4日までに、熱田奉行に提出するように求めた。さらに、「売筋_二付懸引仕候品々_并金銀出入之訳書上_一」として、他所売買、領分売買の別に応じ、数量と売買金額を記すように求めた。雛形の後に「右之振去ル子_分去ル辰迄五ヶ年之間年分相認、勿論_一老_二人_一前_一品々売買之者ハ其品毎_二前_一頭之振相認可申、尤売買之内一方取計候者も夫々人別分_二可認事_一」とあり、子(1804年・文化元)から辰(1808年・文化5)までの5ヵ年の実態の書上であった。このように尾張藩は他国と商人荷物の売買を行う商人の把握につとめることで、運上金銀の減少を防ごうとした。

またこの時期に、藩が運上金銀の取立てを請け負わせる商人を任命する場合もあった。【史料7】は【史料5】が出される少し前の1809(文化6)4月27日付のものである。【史料5】

にも記されているように、他国より送られてくる商人荷物の運上銀を上納するように記された触は以前から出されており、その対策の一つとして行ったのが、【史料7】である。

【史料7】⁽¹⁹⁾

阿州・三州・濃州へ来候藍荷物之儀、是迄運上銀も相洩、甚不締_二付、今度他所藍売問屋左之七人之者共_江申付、且右荷物水揚運上取立方等之儀も、別紙三人之者共申付候、付_而ハ紺屋共之儀ハ、是迄之通他所商人へ直買不苦筈候得共、其余之者共問屋を離れ直買いたし候儀ハ不相成候事

一前頭之通、運上之儀船問屋_二取立、右運上相済候境荷毎_二印を付、売問屋_并紺屋共_江相届候筈候、付_而ハ右印無之分ハ紺屋売問屋にても一切取扱不申候得共、万一如何之儀有之、右運上済之印無之荷物買請候者有之候得ハ、吟味之上相糺可申事

一右之通_二付以来外々_二他所藍水揚取扱候_而ハ運上銀等締方之差障_二相成候間、外々_二水揚取扱候儀ハ勿論不相成、海陸共都_而藍荷物他所商人へ直_二買受候者等有之候ハ、吟味之上急度可申付事

伝馬町
加登屋嘉兵衛
下材木町
小川屋治郎左衛門
大曾根村
河内屋嘉助

他所藍問屋
門前町
小西利左衛門
鉄砲塚町
駒屋小左衛門
永安寺町
藍屋平助
伝馬町

堀田屋ない

阿州藍水揚_并運上銀
取立方取扱候船問屋

よし町

桑名屋伊右衛門

舟入町

柏屋市兵衛

三州・濃州藍水揚_并運上銀
取立方取扱候船問屋

小川屋治郎左衛門

御四人衆

四月廿七日(文化6)

濱村善右衛門殿

他国より名古屋に入る藍は阿波、三河、美濃から送られた。そのうち、阿波からの藍は

名古屋葭町の桑名屋伊右衛門と船入町の柏屋市兵衛が水揚げをし、運上銀を取立てるとした。桑名屋・柏屋はともに大坂下り船問屋であった。三河・美濃からの藍荷物は船問屋と藍問屋を兼ねる小川治郎左衛門が水揚げするとともに、運上銀を取立てることにした。阿波からは廻船が、三河からは波不知船、美濃からは川船が藍を運んだ。遠隔地からの廻船と近接地の船では水揚げ場所も異なる。水揚げと運上銀取立てを同一商人が行うことで、確実に運上銀が取立てられると尾張藩は考えたのである。

【史料 8】⁽²⁰⁾

(表紙)

「願書

米穀問屋

式拾五軒

」

乍恐願上候御事

(前略)…然処近来 御城下_二米穀買積仕候船々、或者 御領分其外他国_一積来候米穀右廿五軒之外無株之船宿或外商売之問屋_二、追々取引仕候のミならず、古来_一定之問屋口銭等を内輪_二下直_一仕、先方荷主共勝手能キ様_二取計遣、私共之商を貪り取候者も御座候_三前々_一仕来り候廿五軒之得意を奪ハレ、追々商衰微難渋仕候者も出来仕、折角問屋株被 仰付被下候詮も無御座、歎ヶ敷仕合_二奉存候、右無株之者常々米穀船廻荷物を取扱、近比ハ船 御番所へ自分之書上を以出入通船も相成候付、雑穀類ハ米と申紛し御達不申上、右ハ他国とハ違ひ御当地にてハ米_二限御運上も無御座、米穀問屋之締り方と申も無御座候故、右之通米積入候事ハ制外_二相心得、或ハ常々雑穀多ク積合せ目立候_三不残米とハ申紛しかたく節ハ、雑穀之積高ハ少ク申偽、米之積高を多ク申上、兎角御運上少ク出候様船 番所へも申上、右ハ全先方荷主共之勝手宜キ様_二致遣、…(中略)…

一堀川 御番所へ不相拘、近年新川其外海辺新田向へ他所米穀相廻候儀も御座候_三夫等之分ハ 御城下出口之内、祢宜町・枇杷島村口商人共岡附として取扱来申候、右両出口之分、是又荷主_一壺石_二付銀式分宛取立上納仕度奉存候

但全体他所米穀之儀ハ、堀川へ運送可仕筈_二御座候処、近来風儀悪敷相成、船御番所を相離保田_一或ハ小船へ積替前頭之諸所へ水揚仕候儀ハ、畢竟ぬけ荷も同様之致方_二も相当申候、此姿_二御座候_三ハ、他所之荷主共勝手宜候故次第_二相行れ候様相成、左候_三ハ堀川御運上も相減、第一私共_一御伝馬相勤候馬士仲仕日雇車力船宿之者迄も渡世衰微仕、其上堀川_一入船仕候得ハ右売代金を以 御城下之諸代呂物何やかや買積仕、外商売之者迄も潤_二相成候処、前条之通在辺川々等_一水揚仕候_三ハ、皆金を他所へ取参候儀にて、他所荷主共重々勝手而已宜相成、又、御城下_二おゐてハ前条之通私共を始一統衰微困窮之基_二御座候_三、歎ヶ敷次第_二奉存候…(後略)

酉(文化10)九月

【史料8】は米穀問屋25軒が名古屋の米穀流通の取締りを図るために、堀川に米穀会所設置を願い出たものである。運上金銀が減少している状況は、1813年(文化10)になっても変わらなかった。船を使い輸送する他国荷物の運上金銀が減少することは、名古屋から堀川を通じて入る荷物の減少につながる。米穀問屋25軒は【史料5】(第7条)に記されている川並問屋である。藩は川並問屋が運上洩れを行うと問題視しているが、米穀問屋の言い分は、廻船の停泊場の海上にある保田から小船へ積み替えて水揚げし、抜け荷同様であるという。そのことで、堀川の運上も減り、米穀問屋だけでなく御伝馬をつとめる馬士や、荷物の上げ下ろしを行う仲仕、日雇、車力、船宿なども衰微する。これはあくまでも米穀問屋の言い分であるが、堀川の荷物が減り御運上が減少している状態であることは藩の認識と一致する。

名古屋の米穀問屋と運上金銀上納が洩れているという認識は、熱田の肥物商の史料でもみられる。その状況は文政期に入っても続いた。

【史料9】⁽²¹⁾

乍恐奉願上候御事

新尾頭町

平野屋新七

一前々私儀諸色問屋職仕来候_而、干鯛ノ粕油粕類諸向_ノ買取候_所、近年ハ諸国一統代呂物不捌之時節_ニ御座候故、自然と送り荷物追々有之候様_ニ相成 御運上_茂相勤商売取続難有仕合奉存候、然所近頃私方_江積参り候船々_江直相对仕荷物買取水揚仕候族出来仕、甚以迷惑仕候、付_而者 乍恐御吟味之上御差留被下置候様、奉願上候、尤私方_江水上仕候分、他国_ノ送り荷物一々御運上差上候得とも、外_江直揚いたし候分ハ御運上_茂相洩候御儀_ニ御座候へハ、乍恐御勘考を以宜被 仰付被下置候様奉願上候、右願之通御聞届被下置候ハ、御影を以、是迄之通商売取続御運上等_茂相勤可申_与冥加至極難有仕合_ニ奉存候、以上

卯(文政2)二月

右之通願書被差上候、然処同商売ハ熱田輪中_ニハ三四軒も御座候へとも、手前方目差其節_江演舌を以願込候哉

町代衆御呼出し御座候_而、被仰付候_ニ而、理右衛門方商御運上も洩、其外不都合品取扱候趣_ニ相聞候間、新七方_ノ差出候願書返答書可差出ト被仰付、則左之通二月末_ニ返答書差出し候

写

乍恐御答奉申上候御事

新尾頭町 野尻屋理右衛門

干鯛ノ粕油粕類商之儀御尋被遊候段奉畏候、右_者寅十月初初メ申候_而未多分買入候儀_ニ而者無御座、尤御領分中_并他所荷物共船入町中屋久兵衛同町播磨屋庄五郎方_ノ買入申候、其内当正月三州まこ粕当町平野屋新七_江三谷村松次郎船_ノ水上仕、船 御

番所_江も右新七_ハ御達申上候内都合四百五拾五樽程、私方_江荷分ヶ買取申候故、右御運上之儀_者新七方_ハ差上申候儀_ニ奉存罷上候、其外他所荷物直買仕候儀無御座候、仍之乍恐、右御達奉申上候…(後略)

【史料9】は、熱田の平野屋新七が、他国から送られた肥料の運上金銀が洩れている状況を指摘した1819年(文政2)願書である。平野屋新七については後述する。【史料9】によるとまず近年の全国的に商取引が活発でないために、送り荷物が多いことが記されている。好景気で商取引が活発であれば、買積み荷物でも商売がしやすいが、商況が低調であると冒険的な商売はできず、売り先を見つけ、相手先に荷物を送り、売買取引を完了させる。そのため、送り荷物が多くなると運上金銀額は増加する筈である。自分の所に積送られてきた荷物を直相対で買い取る商人たちがおり迷惑しているという。野尻理右衛門が御運上金銀を納めるべき筈の運上金銀が納めていないこと、不都合な商品を扱っていることなどを問われた。野尻は、三河国三谷村松次郎船が送った荷物は平野屋に入り、そこから荷分けした455樽ほどの真粉粕商品を野尻が購入した。真粉粕とは綿実を絞った後の油粕ことである。御運上金銀は新七から納めたとし、直買は行っていないと答えた。

名古屋米穀問屋と熱田肥料商が共通しているのは、他国から送られた荷物が熱田沖の保田などで停泊しているところを狙って、小船への積替、または直相対の買取などが行われていることである。名古屋の米穀問屋では米穀会所を設置して米穀問屋差配の流通を行うことを願いだした、一方、熱田肥料商は平野屋新七が水揚げをして船番所へ届け、平野屋が荷分けをし、運上は平野屋がまとめて行うこと具体例が記されている。この方法が恒常的であるかどうか明らかではないが、流通の在り方を示したといえよう。名古屋・熱田の商人たちが、運上金銀を納めるために、問屋の存在を主張した。

3 19世紀前期の名古屋・熱田の商人間対立と流通変化

【史料8】で、他国から送られた米穀について、名古屋米穀問屋仲間が独自の流通統制を求める動きがみられた。藩への主張は運上金銀を漏らさず上納するためには、名古屋の米穀問屋仲間以外の流通ルートを排除することを求めた。これまで運上金銀を上納を行ってきたのは名古屋の米穀問屋だけでなく、熱田の問屋も同様に行っていたが、名古屋の米穀問屋仲間は熱田の問屋を排除する動きに出た。

【史料10】⁽²²⁾

乍恐奉願上候御事

新尾頭町

平野屋新七

一古来_ハ私儀米穀_并綿干鱒油粕売其外諸色問屋職仕来候_ニ付、前々_ハ他国荷主_ハ送荷物御座候節ハ追々御運上取立御上納仕来候御儀_ニ御座候、勿論旧冬船御番所_ハ問屋印鑑御改御座候_ニ付、右之品々諸色問屋之印鑑差上候_ニ、其後追々米穀類其外諸荷

物入津之節、船御番所江御達申上相済来候所、昨日船御番所ハ私御呼上御座候而、米穀問屋之儀名古屋表廿七軒ニ相定候ニ付、此後穀類積来候共、私方者御番所内之儀ニ御座候へ者御差留ニ相成候様被仰聞驚入甚難渋至極ニ奉存候、右古来ハ仕来候儀ニ御座候得者、何卒是迄之通私方ニ而茂無差支取扱仕候様乍恐奉願上候、右願之通御聞届被下置候ハ、千万難有仕合ニ奉存候、以上

文化十四年丑六月廿八日

右之通新七奉願上候ニ付吟味仕候处、相違無御座候、仍之御伺奉申上候、以上

丑六月廿八日

御奉行所

右差上候扣書也、同七月十五日願済仕候、

右願済之儀一東利介店清水屋弥六殿へ早速相届ケ申候、名古屋廿七軒同様御請候也

丁代 治右衛門判

同 覚兵衛判

【史料 10】は、熱田の諸国問屋の平野屋寺沢新七家に伝わる文書の写である。文中の「私儀」は平野屋新七であり、平野屋は多種兼業の諸国問屋である。【史料 1】の 1739 年(元文 4)の大和を中心に送られた綿の「運上差上帳」は、平野屋新七作成のものである。平野屋の由緒には元文期には諸国問屋として商売を行っているが、それ以前から商売を行っていることが記されている⁽²³⁾。諸国問屋は他国からの荷物を扱う問屋のことであり、1847 年(弘化 4)には、平野屋は米穀・肥物・綿・紙類・塩・魚油を取扱っていることがわかる⁽²⁴⁾。そのほかにも、1792 年(寛政 4)4 月、古道具屋株を伝馬町の太郎右衛門から、1820 年(文政 3)正月、炭薪仲買株を日置の米屋金蔵から譲り受けていることがわかる。

1817 年(文化 14)6 月、熱田で古くから商売を行ってきた平野屋が船番所に呼び出され、米穀問屋は名古屋の 27 軒に定め、他国から送られてきた米穀の取扱いを差し止めることを言い渡された。それに対し、平野屋は米穀の取扱いの継続を求める願書を提出し、翌月には願済となった。願済の触が以下の史料である。

【史料 11】⁽²⁵⁾

熱田新尾頭町

野尻理右衛門

同 牛田覚兵衛

同 平野屋新七

米穀等堀川無差支是迄通船致来候、然処御家中年貢米之外商米并雜穀等堀川無差支、是迄通船致来候、然処御家中年貢米之外商米并雜穀共堀川出入之儀、江戸廻船問屋六軒并米穀問屋廿七軒ニ限り取計、其余ハ通船不相成、其方共難渋之趣ニ付、右問屋共同様通船差支無之様致度旨今般相願候、右ハ願之通米穀等堀川通船差免候

但米穀堀川通船之儀、六軒問屋并廿七軒之間屋共模寄空キ所を一ヶ所会所与申ニ致置、通船之儀出入石船之書付ニ問屋共一々名前相記候ニ不及、米穀会所与申印判を押有書

付を通用致答候間、委細会所_江可懸合候

一入津之節米穀之分ハ船番所にて米穀会所_与相断申候、必右会所_江申届候上、水揚可致候、尤入津為致、追_而右番所_江石数之書付差出候節ハ本文之通会所之印判を請差出候事

文化十四年

丑七月十五日

(付札)

「右御役所_ハ相渡り候本紙平野屋新七頼_ニ付相渡置申候」

本来、米雑穀荷物の堀川通行は江戸廻船問屋 6 軒と米穀問屋 27 軒が認められていたが、諸国問屋の平野屋と大坂登り廻船問屋の野尻、牛田も認められた。熱田商人が一方的に排除されるのではなかったが、【史料 11】で米穀問屋が願い出た米穀会所は設置され、藩は名古屋米穀問屋による流通統制を認める方向に動いた。

また、名古屋の干鰯問屋と熱田の肥料商との対抗関係については拙稿で論じた⁽²⁶⁾。拙稿では文政期の名古屋干鰯問屋による肥物流通の問題を 3 点指摘した。一つは名古屋干鰯問屋から近在干鰯仲買をめぐる干鰯流通の問題である。二つめは廻船による直買・直水揚の問題である。三つめは堀川河口に位置する熱田商人の問題である。堀川を通る名古屋への荷物は熱田を通らなくてはならなかった。名古屋干鰯問屋では、名古屋米穀問屋仲間のよう_ニに熱田商人の荷物の取扱を差し止めるということではなかったものの、熱田商人の存在は名古屋干鰯問屋の懸念材料であった。

【史料 12】⁽²⁷⁾

(表紙)

「乍恐御請旁奉願上候御事

肥物世話方肝煎」

肥物株式年限満_ニ付、猶又右職年限継御願奉申上候処、外株年限継_ニ付、御冥加筋相勤候趣も御座候由、其段御誌被下置奉畏、仲満共追々相談仕候得共、近年熱田地_ニおゐて同職平野屋新七御免_ニ相成、右手先之者共出来、川口_ニ入船荷物押留、御主意以前と事替り、是迄私共売先_ニ御座候 御城下小売屋を初、木曾川筋在商人共呼集、手広_ニ商内取組仕候間、川奥_江入船荷次第_ニ相減シ差障り、川並数軒之者難立行仕合_ニ相成、難渋迷惑仕、且、御城下仲買之儀も、先般古復之筋を以締奉願上候処、御聞濟無御座、旁以乱舞仕、年々衰微と相成、古復之意味聊無御座、心配歎息而已仕、其上三五年以前_ハ百年以来之不漁打続、関東初近国浜々共、一同漁事無御座候間、元方高値不引合、肥物類都_而無数_ニ付、尚更熱田地之商人共入船待請、川口_ニおゐて船々直引合水揚仕 御城下初近国迄手厚売捌候間、当時之処別_而不景気相増差詰り困窮仕候間、何共奉恐入候次第_ニ御座候得共、御冥加之儀何卒御宥免被下置、御年限継被 仰付、是迄之通御運上銀等上納仕度、乍恐只管奉願上候、右願之通御聞濟被下置候ハ、一

同難有仕合可奉存上候、以上

巳(安政4)十月

右惣代

山名庄兵衛(印)

師崎屋長兵衛(印)

大野屋藤七(印)

株仲間解散令が発令され、尾張藩は名古屋では問屋に代わる呼称として世話方肝煎を10年限で使用することとした。肥物世話方肝煎は1847年(弘化4)から認められている。史料中に「肥物株式年限満」と記されているおり、巳10月は、1847年(弘化4)から10年後の1857年(安政4)10月と思われる。【史料12】は、肥物惣世話方肝煎の惣代をつとめる、山名庄兵衛、師崎屋長兵衛、大野屋藤七の3名が平野屋新七とその手下が堀川口で入船荷物を押し止め、城下の小売や木曾川筋の在方商人に手広く商売をしたため、堀川の奥への入船荷物が減り、川並のものたち(旧来の川並問屋)が難渋していることが記されている。

名古屋の肥物世話方肝煎(干鯛問屋)は仲間の結束を強め、干鯛流通の統制を図ろうとしたが、堀川口を押さえる熱田商人によって、流通統制ができない状況は、【史料12】からも明らかである。熱田商人は干鯛問屋は存在せず仲間の形跡がみられない。あくまでも平野屋新七が名古屋の干鯛問屋に準じて問屋を認められるにすぎなかった。史料中に「平野屋新七御免_二相成、右手先之者共出来」とあり、平野屋新七が商人のまとめ役となり、複数の商人を手先として使っている状況を読み取ることができる。このことは平野屋新七の史料からも明らかになる

【史料13】⁽²⁸⁾

乍恐内々奉歎願候御事

熱田新尾頭町

平野屋新七

一私儀往古々熱田古海道辺_二住居仕、享保之頃新尾頭町_江転宅仕、御免_二諸色問屋仕来渡世罷在候処…(中略)…熱田地一般肥物之儀ハ必新七_江相懸水上可仕旨、其余ハ直水上堅ク不相成趣夫々御触被下置候付、是迄問屋同様直水上罷在候族私_江相歎何卒世話料差出し、右商売仕度旨申出候付、退_二愚案任候処私一方_二外々差留候得ハ自分一個之繁昌之儀ハ眼前_二候得共、外々迷惑之次第、且ハ御国不繁昌之基_二も可相成哉_二奉存候付、是迄肥物取扱罷在候者共私手先_二取極勿論私印鑑を以船御番所等ハ通船仕、私川岸_江乗込候筈之荷物を為弁利模通手先共川岸_江為乗付、右代金壱両_二付壱匁八分宛私へ荷主の世話料之儀、私へ可請取分を手先方之得分为致、凡年内商ひ高_二応し、左之通世話料取極申候

一金五拾兩 手先伊東理三郎

一金四拾兩 同 万屋文七

一金貳拾兩 同 野尻屋利右衛門

一金七両 同 師崎屋直吉

右之通年毎_二私方_一取立双方納得之上和談仕、御蔭を以私始手先共是迄繁昌仕候、然
 処去秋私_二御尋之趣左_一申上候…(後略)

嘉永七寅四月

【史料13】は、直水揚している族が世話料を差出すので商売としたいと申し出てきた。このことは【史料9】の野尻理右衛門の事例と同様の可能性もある。【史料9】には世話料のことは書かれていないが、平野屋新七が水上した荷物を野尻に荷分けした。この荷分けに対して世話料が発生しているのであろう。【史料12】にも【史料10】同様に「手先」とある。手先からの1年間の世話料が、伊東理三郎が金50両、万屋文七が金40両、野尻利右衛門が金20両、師崎屋直吉が金7両であった。新七は自分だけが認められて、ほかの商人たちが差留められると、自分は繁昌するが外に迷惑がかかる。これは全体不繁昌の基となる。直水上をする族を摘発するのではなく取り込むことで、新七は熱田肥物商を繁昌につながることを考えたのであろう。40人を超える名古屋の肥物世話方肝煎と対抗するためには、新七を中心とした4人の手先を組織し、熱田の地の利を活かした商売をした。幕末にかけて、干鰯の漁獲高が激減したことも影響し、名古屋の干鰯流通が熱田や四日市に比べ衰微した⁽²⁹⁾。名古屋の肥物世話方肝煎にとっては死活問題であった。

さらに、1818年(文政元)には、名古屋での和田嶋紙の取扱いについて、平野屋新七への差留めが伝えられた。

【史料14】⁽³⁰⁾

乍恐奉願上候御事

新尾頭町

平野屋新七

一古来_二私儀諸色問屋職仕来候処、其後元文元年中_一も諸色問屋之儀御調有之候_而、
 其後紙荷物之儀知多郡内海船買積来候節ハ名古屋紙屋中_一売捌申候、尤他国荷主_二
 紙送り荷物有之候節ハ御運上御上納仕候御儀_一御座候、勿論和田嶋紙之儀寛政年中
 中々御運上御上納仕、売先之儀諸荷物同様前々々名古屋表_一売捌申候御儀_一御座
 候、然処今般名古屋表_一私方和田嶋紙取扱之儀御差留之趣被仰聞驚入奉存候、右ハ
 私方前々々仕来候商売筋御差留_一相成候_而ハ渡世難相勤甚難洪至極_一奉存候、何卒御
 慈悲を以是迄之通無差支取扱仕候様、乍恐奉願上候、右願之通御聞届被下置候ハ、
 生々世々難有仕合_一奉存候、以上

文政元年寅十二月廿一日

右願書御役所_一差上其後無故障前々之通取扱仕候ト被仰渡し有之候、但菱屋太兵衛
 衛方_一差留置候分卯二月菱屋太兵衛方_二紙四固受取申候

右新七奉願上候_一付吟味仕候処、相違無御座候、依之奉伺上候也

寅十二月

新尾頭町丁代

覚兵衛

同断 治助

御奉行所

【史料 14】によると、和田嶋紙は寛政年中(1789年～1801年)より御運上を上納し、名古屋での売捌きが認められていた。内海船によって運ばれた買積荷物は名古屋紙屋に売捌き、他国荷主の紙送り荷物は運上を上納してきたという。紙荷物の取扱いの差留め理由については明らかではないが、米穀問屋などの事例から名古屋紙屋の働きかけがあった可能性がある。林淳一氏は菅井家資料から、1851年(嘉永4)に平野屋新七が西国筋・西美濃地の紙を取扱っていることを明らかにしている⁽³¹⁾。

【史料 14】で注目すべきは、他国荷物輸送の担い手の内海船の存在である。ここでは内海船が紙の買積荷物が記されているが、一方で、内海船が綿の運賃積荷物を運んでいる事例がみられる。

【史料 15】⁽³²⁾

新尾頭町

綿問屋新七

其方江綿着船之節内海立之儀船方より六分之口銭取候様去冬申御渡置候処、右ハ今般差解(許カ)以来著金壹両ニ付壹匁宛之口銭取之、中買之者共ハ六分之口銭ハ取申間敷候、尤他国積之儀成壹両ニ壹匁ツ、之運上指出候儀も右同様壹両ニ付壹匁宛御運上指出候儀も右同様壹両ニ付壹匁取之、名古屋問屋共ニ相準し取扱可申候、綿着船之節順番水揚等之儀紛敷取扱無之様可相心得候、右綿荷物取扱方之儀ニ付ハ去冬申渡置候得共、今般御城下問屋共ハ願書等指出候趣義有之ニ付、尚又申渡候間弥已来急度相守り正直ニ取計可申候、右常々双方申合セ取扱方都名古屋とも同様ニ相心得可申候

亥六月晦日

()内は1909(明治42)の筆写者による

内海船からの綿を水揚げする際には金1両につき銀六分の口銭を取ることが記されている。今般の差解(許)後は金1両につき銀1匁の口銭とし仲買からの口銭は取らないとしている。内海船の綿積が少なからず行われており、口銭の徴収金額を運上金銀と同一価格に引き上げた。綿船の着船については名古屋の綿問屋と平野屋との間で順番水揚を行った。巻末の【参考史料 2】によると、名古屋綿問屋の京口屋九八、大口屋清兵衛、鈴村庄兵衛の3人と郷綿問屋の平野屋が4人で順番水揚を行ったことが記されている。

【史料 16】⁽³³⁾

今般当所船々戎講惣会ニ付、御店甚八殿御下向被成、承候処、近来運賃綿目欠并ニ濡等有之、自然と御客先不引合之由ニ而、和州仕入多陸廻り勝ニ相成、御互ニ迷惑之趣御申

被聞、依之諸締戎講会合、評定可仕様被仰候、付、相談、及候処、右荷物大切、取扱候様今般念入水主共へ申入、舟頭供々吟味可仕筈候、当秋、御積入舟々親父役水主名前書付、御荷積之節水主共より御受取可被下候、且貴地作り綿目欠多迷惑仕候間、已来和州綿同様貫目掛方御取扱被下度候、以上

未七月廿一日

内海船

戎講中年行司

平野屋太兵衛様

高部淑子氏は戎講加入の船が伊勢湾と大坂を往復する場合、大坂から伊勢湾に運ばれる主要な荷物は綿であったとし、【史料 16】について、運賃積の綿の重量不足・濡れなどのために取引が成立せず、大和産の綿を陸路で運ぶケースが増えている。これは大坂の間屋にとっても戎講の船にとっても望まない事態であり、荷物の重量不足などの管理の徹底を大坂の平野屋太兵衛に求めている。なお、高部氏はこの史料の作成年代を 1811 年（文化 8）もしくは 1823 年（文政 6）を考えている⁽³⁴⁾。

おわりに

19 世紀の名古屋をめぐる流通を他国荷物の名古屋への移入について、運上金上納問題と名古屋商人と熱田商人の関係の 2 点から考えてみた。

尾張藩にとって運上金銀上納問題は大きく、1809（文化 6）には、名古屋・熱田・津島の都市商人に商売調査を行った。他国からの荷物とともに、他国行荷物にも運上が課せられた。藩は商売の実態を把握することで、運上金銀上納の徹底を図ろうとした。これまでの商売を行ってきた問屋の仲間化を容認し、特権商人による流通掌握を考えたのであろう。

他国からの名古屋への移入荷物に対する運上金銀は、名古屋商人だけでなく、古くから熱田商人も上納していた。諸国問屋と自称する平野屋新七は、米穀・肥料・綿・紙類・塩・魚油など多くの荷物を扱う商人であり、尾張藩へは運上金銀を上納してきたことを主張した。そのこともあり、尾張藩としては名古屋の間屋から平野屋の商売への差留めを求められても平野屋の商売を認めた。尾張藩はの基本的には運上金銀を上納すれば排除する理由はないという考え方であった。

仲間の結束を強め、自らの権益を守ろうとする名古屋の間屋にとって、平野屋は自らの名古屋での商売を脅かす存在であった。しかし、平野屋側からみれば、古くから運上金銀を上納していることで、尾張藩の保護につながり、商人間の主導権争いが起こった際の有効な主張になりえた。

平野屋が名古屋の間屋より商売上有利に働いたのは、船から荷物の水揚げを行うことができた点である。さまざまな業種を兼業することで、扱うことのできる荷物の種類も増えた。こうしたことは名古屋の間屋に対抗する力となった。名古屋の間屋には仲間構成員の数ではかなわなかったが、平野屋は熱田商人の組織化を図ることを考えた。肥料商売では、野尻理右衛門、伊藤理三郎、万屋文七、師崎屋直吉を手下にし、熱田商人を掌握した。

熱田蔵之町の塩屋仁右衛門が1829年(文政12)、肥料商売を願い出た。名古屋干鯛問屋は塩屋を肥料商として認めることに反対した。さらに熱田商人が名古屋干鯛問屋にとって迷惑な存在であることを述べている⁽³⁵⁾。塩屋仁右衛門は屋号通り、塩屋を営む商人であったが、塩屋株を1823年(文政6)に平野屋新七に譲っている⁽³⁶⁾。塩屋株を譲る理由などはわからないが、平野屋との関係のなかで肥料商への参入を考えたのかもしれない。

今後の課題として担い手としての船の問題と商人をめぐる諸関係を挙げておく。

尾張藩は船支配改革を行ったものの、船役銀の徴収が進まなかったことから、1812年(文化9)、船役銀の徴収を尾張藩主導で行うことにした。これまで船役銀の徴収を行っていた廻船船庄屋中村権右衛門には100石以下の船からの船役銀の徴収のみを任せることにした⁽³⁷⁾。文化期に尾張藩は運上金銀・船役銀の滞納問題を抱えたことになる。

他国から名古屋への移入荷物を運ぶ存在として、大坂から名古屋への荷物を積む大坂廻船(名古屋廻船)や、綿や紙を名古屋に運ぶ内海船を考えなくてはならない。1810年(文化7)には、大坂から名古屋への荷物を積む大坂廻船に関わって荷捌会所の設立が願い出されている⁽³⁸⁾。差出・宛先が省略されているが、文面から考えて、大坂商人が名古屋もしくはその周辺に荷捌会所設置の要請を行ったと思われる。また、戎講の「評議留」⁽³⁹⁾をみても、19世紀前半の内海船は大坂・名古屋間の運賃積み荷物に関する内容が多い。

文政から天保期にかけては問屋仲間の対立は激化する。問屋と仲買、問屋内部の問題など対立関係は複雑化した。また、内海船などの諸国廻船の動きにも変化がみられ、大坂・伊勢湾間の流通から、瀬戸内海・伊勢湾・関東をつなぐ流通へと広がった。さらに株仲間解散後の問屋から世話方肝煎に移ることで商人の再編を進んだ。藩は国産会所を設置し、既存の流通を踏襲せず、独自の流通を模索した。流通をめぐる環境が変化するなかで、業種の特性を踏まえながらも、複数の業種を兼業する個々の商人や仲間・組織がどのように動くのかを、廻船や他国荷主との実際の取引のなかで考える必要がある。

注一覧

- (1) 『新修名古屋市史』第4巻(新修名古屋市史編集委員会、名古屋市発行、1999年)p325。
- (2) 『新修名古屋市史』第4巻 p347。
- (3) 『新修名古屋市史』第3巻(新修名古屋市史編集委員会、名古屋市発行、1999年)p164。
- (4) 『新修名古屋市史』第4巻 p379。
- (5) 『新修名古屋市史』第4巻 p324。
- (6) 『新修名古屋市史』第4巻 pp.323-324。
- (7) 名古屋市史資料 9-126、名古屋市鶴舞中央図書館所蔵。
- (8) (28)に同じ。
- (9) 徳川林政史研究所収集資料 3651、徳川林政史研究所所蔵。
- (10) 『愛知県史』資料編第15巻(愛知県史編さん委員会編、愛知県発行、2014年)史料番号 186。

- (11) 林淳一「信州問屋の紙・白木荷物と信濃・三河・東美濃の荷主と馬稼ぎ」(『知多半島の歴史と現在』24号、2020年)。
- (12) (1)に同じ。
- (13) (1)に同じ。
- (14) 「御運上指上帳」知多半島総合研究所所蔵。
- (15) 『名古屋市史』産業編(名古屋市役所発行、1915年)p178。
- (16) 『新修名古屋市史』資料編近世3(新修名古屋市史編集委員会、名古屋市発行、2011年)史料番号127。
- (17) 水口屋文書 名古屋市鶴舞中央図書館。
- (18) 尾張国旗屋町岡本家文書390、徳川林政史研究所所蔵。
- (19) 『愛知県史』資料編第15巻(愛知県史編さん委員会編、愛知県発行、2014年)史料番号185。
- (20) (16)に同じ、史料番号34。
- (21) 「肥物商之儀ニ付差繰候事済之一件留」(野尻文書 徳川林政史研究所所蔵)。
- (22) 徳川林政史研究所収集資料4281、徳川林政史研究所所蔵。
- (23) 徳川林政史研究所収集資料4281。
- (24) 徳川林政史研究所収集資料4281。
- (25) (16)に同じ、史料番号130。
- (26) 拙稿「近世の魚肥市場としての名古屋・四日市」『知多半島の歴史と現在』No.19、2015年。
- (27) 『尾張国名古屋納屋町肥物問屋高松家史料 師崎屋諸事記』(日本福祉大学知多半島総合研究所、校倉書房、1994年)pp.157-158。
- (28) 徳川林政史研究所収集資料4281。
- (29) (26)に同じ。
- (30) 徳川林政史研究所収集資料4281。
- (31) 林淳一「信州問屋の紙・白木荷物と信濃・三河・東美濃の荷主と馬稼ぎ」(『知多半島の歴史と現在』24号 2020年)。
- (32) 徳川林政史研究所収集資料4281。
- (33) 戎講文書 南知多教育委員会所蔵。
- (34) 高部淑子「戎講の成立と展開」『知多半島の歴史と現在』No.19、2015年。
- (35) 『師崎屋諸事記』pp.579-581。
- (36) 徳川林政史研究所収集資料4281。
- (37) 林順子『尾張藩水上交通史の研究』(清文堂、2000年)pp.76-82。
- (38) 中村権右衛門家文書 常滑市所蔵。
- (39) 戎講文書。

【参考史料 1】

乍恐奉願上候御事

新尾頭町

平野屋新七

一私儀往古の諸荷物問屋仕来申候処、去ル寅年諸株一統御解相成候得共、諸荷物商売之儀者引続渡世仕、偏御蔭故与難有仕合奉存候、就者御城下諸商人從來問屋家筋等之者御願申上、今般夫々職分之世話方肝煎被仰付御冥加銀上納仕候筈相成申候由承知仕候、付而ハ私儀往古の肥物始諸荷物御運上御差上取扱候分、別紙之通御座候処、右之内今般

- 一肥物
- 一綿
- 一紙類
- 一塩
- 一魚油
- 一米穀

右品々世話方肝煎役被仰付被下置候様奉願上候、勿論諸荷物先々之通他所荷物ハ代金壺両付壺勿宛之御運上差上并肥物米穀之儀ハ御城下世話方等之振を以相納申度、右御許容被成下候ハ、為御国恩可成丈之御冥加銀上納仕度候得共、私儀累年内輪不如意付、乍少分前頭品々為御冥加正金貳拾五両也、年毎金五両宛五ヶ年上納仕度奉願上候、右願之通格別之御憐考を以御聞濟被下置候ハ、往古の数代仕来候規模も相立重々難有仕合可奉存候、以上

弘化四年未六月

【参考史料 2】

乍恐再応奉願上候御事

新尾頭町

平野屋新七

一私儀往古の諸荷物問屋仕来申候処、御解後去未六月肥物始諸品世話方肝煎役奉願上候処、今般郷綿計り十ヶ年之内世話方肝煎役被仰付難有仕合奉存候、其余諸品之儀御吟味之上被仰付候趣奉畏候、就而ハ右品々從來仕来之儀左御願奉申上候

一肥物并魚油之儀往古の問屋職仕来申候処、右肥物之儀ハ農業專一之品付、前々ハ御運上御取揚無之候処、文化十三年子年御城生鯖問屋の肥物御運上差上始申候付、其節の私方も他所送り荷物之分御運上差上、右職問屋仕来申候、其後須賀町浪切屋忠左衛門、当町野尻屋理右衛門、築出町豊三郎等肥物商売相始候節々、問屋差障不相成哉之趣御尋被為在、其節夫々御答申上候付、右之者直水上等不相成様被仰付、仲買同様相成、私方問屋之規模も相立、寅年已前迄連綿相続罷在候儀御座候

一塩之儀古来の仕来申候処、文政六年蔵之前塩屋仁右衛門塩問屋株相求候付、私方御

聞合御座候付、古来の仕来之儀御願申上、同七年申二月御聞濟相成、他所送荷物御座候節々御運上差上問屋職仕来申候

一綿問屋之儀前々仕来申候処、寛政元酉年御城下綿屋京口屋九八・大口屋清兵衛・鈴村屋庄兵衛三人之者私方ハ郷綿問屋而已之儀申立、入船綿取扱御差留メ之振被仰付候付、右綿問屋往古仕来御運上差上候儀申立、寛政二戌年御聞濟相成、綿入船有之候節ハ、右三人私共都合四軒順番水上仕候様被仰渡御聞濟相成居申候

一紙問屋之儀往古御運上差上仕来申候処、文政元寅年御城下紙問屋菱屋太兵衛・美濃屋長右衛門兩人之者、私紙問屋差留之儀御願申上候付、右之趣御役所被仰付候付、私方古来仕来之趣、御請書申上御聞濟相成、右兩人ノ者納得之上熟済仕、追々仕来申候、然処天保十二年三州紙取扱之儀付、御城下信州問屋白木屋甚右衛門始四人之者御願申上、町御役所私御呼出之上御尋付、右職従来御運上差上仕来之儀申上候付、右之者於内輪熟済之儀扱人差越既事済之期至り、寅三月諸株御解相成申候

一米穀之儀文化十四丑年御城下問屋相定候付、私方米穀取扱之儀御差留被仰付候付、往古仕来之儀御願申上御聞濟相成、御城下米穀問屋同様被仰付、米穀会所印鑑を以通船仕候処、寅年株御解後も米穀之儀ハ前々之印鑑通船仕候、然処去冬御城下米穀世話方御願済仕候付、私共先般御願済規模を以御城下世話方へ談合、先年之通御城下同様米穀印鑑を以通船仕候、右ヶ条之通従来仕来申候儀堀川船御番所御取建之時節も諸色問屋之印鑑差上、去寅年迄無故障通船仕候、然処今般御城下諸色世話方御締付、元問屋印鑑ハ通船難相成、旧来之職分差留同様相成必至之難渋仕、家内養育も難相成姿実歎ヶ敷奉存候、尤私儀新規開発之御願も無之、元和已前御当所住居仕御蔭を以数代諸荷物問屋渡世罷在、私代至り右職減減相成候ハ、先代旧功も空敷相成、誠当惑至極奉存候、右職分当時手細仕候得共、前々ハ肥物始ヶ条之品、其外手広商内仕候節も、御城下御差障之不正之商内等一切不仕、是又名古屋同職之族承知罷在候哉奉存候、御城下始御当所おゐても旧職之族ハ夫々仕来候世話方無故障被仰付候儀御座候処、私儀未御吟味中御許容も御否も不承候、就ハ如何相成候儀哉私始老父家内至迄寢食亡却仕甚心配当惑仕候、右御否も不相待恐多御願品候得共、前頭申上候始末厚御憐察被下置、御上様格別之御仁恵を以、右ヶ条願之通世話方肝煎役被為仰付被下置候ハ、旧来之職分安堵仕莫大之御国恩重々難有仕合可奉存候、以上

嘉永元年申十一月